

■低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務手数料(長崎県)

R3.4.1

□認定手数料は、建築物(住宅の有無等)及び認定対象部分の区分別で、以下のとおりです。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(法第54条関係)

(単位:円)

- ①戸建住宅(非住宅部分を有するものを含む。)の**住宅のみ**の場合
 ②共同住宅等(※1)及び複合建築物(※2)の**住戸のみ**の場合(※3)

認定住宅の戸数の区分		ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
1戸(戸建住宅、共同住宅等他)		33,000	4,000
共同住宅等 他	1戸超 5戸以下	67,000	9,000
	5戸超 10戸以下	94,000	15,000
	10戸超 25戸以下	133,000	26,000
	25戸超 50戸以下	191,000	43,000
	50戸超 100戸以下	274,000	78,000
	100戸超 200戸以下	371,000	124,000
	200戸超 300戸以下	487,000	156,000
300戸超	572,000	167,000	

※1…:共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。(以下同じ)

※2…:共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。(以下同じ)

※3…:住戸の認定に併せて、下記の③又は④に掲げる申請を行う場合は、手数料は③又は④による。(以下同じ)

③共同住宅等の住棟全体の場合

共用部分の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
300㎡以内	住戸数による ②の金額 + 106,000	住戸数による ②の金額 + 9,000
300㎡超 1,000㎡以内	〃 + 134,000	〃 + 16,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	〃 + 175,000	〃 + 26,000
2,000㎡超 5,000㎡以内	〃 + 273,000	〃 + 78,000
5,000㎡超 10,000㎡以内	〃 + 351,000	〃 + 124,000
10,000㎡超 25,000㎡以内	〃 + 420,000	〃 + 156,000
25,000㎡超	〃 + 489,000	〃 + 196,000

④複合建築物又は一戸建て住宅(非住宅部分を有するもの)の建築物全体の場合

建築物の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
複合建築物における共同住宅等の共用部の面積による③(※4)と非住宅部分の面積による⑤の区分	共用部分の面積に対応する③(※4)の金額に、非住宅部分の床面積に対応する⑤の金額を加算した金額	共用部分の面積に対応する③(※4)の金額に、非住宅部分の床面積に対応する⑤の金額を加算した金額

※4…:一戸建て住宅の場合は、①による。(以下同じ)

⑤非住宅建築物の建築物全体の場合

非住宅建築物の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※5)の場合】	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
300㎡以内	234,000 (106,000)	9,000
300㎡超 1,000㎡以内	291,000 (134,000)	16,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	374,000 (175,000)	26,000
2,000㎡超 5,000㎡以内	533,000 (273,000)	78,000
5,000㎡超 10,000㎡以内	654,000 (351,000)	124,000
10,000㎡超 25,000㎡以内	771,000 (420,000)	156,000
25,000㎡超	880,000 (489,000)	196,000

※5…:工場等とは、国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。(以下、同じ。)

2. 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(法55条関係)

(単位:円)

- ①戸建住宅(非住宅部分を有するものを含む。)の**住宅のみ**の場合
 ②共同住宅等(※1)及び複合建築物(※2)の**住戸のみ**の場合(※3)

認定住宅の戸数の区分		ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
1戸(戸建住宅、共同住宅等)		16,500	2,000
共同住宅等 他	1戸超 5戸以下	33,500	4,500
	5戸超 10戸以下	47,000	7,500
	10戸超 25戸以下	66,500	13,000
	25戸超 50戸以下	95,500	21,500
	50戸超 100戸以下	137,000	39,000
	100戸超 200戸以下	185,500	62,000
	200戸超 300戸以下	243,500	78,000
300戸超		286,000	83,500

③共同住宅等の**住棟全体**の場合

共用部分の床面積区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 (床面積の増加する場合は、その増加する床面積 を加えた面積)による区分		
300㎡以内	住戸数による ②の金額 + 106,000	住戸数による ②の金額 + 9,000
300㎡超 1,000㎡以内	" + 134,000	" + 16,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	" + 175,000	" + 26,000
2,000㎡超 5,000㎡以内	" + 273,000	" + 78,000
5,000㎡超 10,000㎡以内	" + 351,000	" + 124,000
10,000㎡超 25,000㎡以内	" + 420,000	" + 156,000
25,000㎡超	" + 489,000	" + 196,000

④複合建築物又は一戸建て住宅(非住宅部分を有するもの)の**建築物全体**の場合

建築物の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
複合建築物における共同住宅等の共用部の面積 による③(※4)と非住宅部分の面積による⑤の 区分	共用部分の面積に対応する③ (※4)の金額に、非住宅部分の 床面積に対応する⑤の金額を 加算した金額	共用部分の面積に対応する③ (※4)の金額に、非住宅部分の 床面積に対応する⑤の金額を 加算した金額

⑤非住宅建築物の**建築物全体**の場合

非住宅建築物の床面積の区分	ア:評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※5)の場合】	イ:評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)
変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 (床面積の増加する場合は、その増加する床面積 を加えた面積)の合計		
300㎡以内	234,000 (106,000)	9,000
300㎡超 1,000㎡以内	291,000 (134,000)	16,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	374,000 (175,000)	26,000
2,000㎡超 5,000㎡以内	533,000 (273,000)	78,000
5,000㎡超 10,000㎡以内	654,000 (351,000)	124,000
10,000㎡超 25,000㎡以内	771,000 (420,000)	156,000
25,000㎡超	880,000 (489,000)	196,000

3. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定申請手数料
(建築確認審査の申出がある場合) (法第54条第2項関係)

:上記1(変更認定の場合は2)の各用途毎の(変更)認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】及び構造計算適合性判定手数料【該当する場合のみ】を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.10を乗じた額を加算する。)